明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　前号イ(2)に該当する事業主　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(1)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(2)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(3)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

ハ　前号イ(3)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　イ(2)に掲げる額

ニ　前号イ(4)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　その雇用する有期実習型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に四百七十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六百円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

(3)　有期実習型訓練（座学等を除く。）を受けた対象者一人につき、九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）（中小企業事業主にあつては、十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十三万円））

ホ　前号イ(5)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計